

運営規程

「べにまんさくの里」

訪問リハビリテーションセンター（介護予防訪問リハビリテーションセンター）

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人社団光仁会が開設する「べにまんさくの里」訪問リハビリテーションセンター（以下「当施設」という。）において実施する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下訪問リハビリテーション等という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設の従事者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者を対象とする。

3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活の機能維持又は向上を目指すものとする。

4 サービスの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

（1）事業所名 「べにまんさくの里」訪問リハビリテーションセンター

（2）開設年月日 平成25年12月1日

（3）所在地 広島県廿日市市大野1320番地

（4）電話番号 0829-50-0031

FAX番号 0829-50-0037

（5）管理者名 沖 修一

（6）事業所番号 3472701295

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第5条 当施設の従事者の職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人(常勤)

管理者は、介護老人保健施設に携わる従事者の管理、指導を行う。

(2) 医師 1人(常勤)

医師は、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

理学療法士 3人(非常勤3人)

作業療法士 5人(非常勤5人)

言語聴覚士 1人(非常勤1人)

理学療法士等は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス(介護予防サービス)を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

(1) 日曜日を除く毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。

ただし8月14日～8月16日、12月30日～1月3日は休みとする。

(2) 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。

サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分まで

(訪問リハビリテーションの内容)

第7条 指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、主治医の指示に基づき、要介護者(介護予防にあっては要支援者)の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション)を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常のサービスの実施地域を以下の通りとする。

旧大野町 ※その他の地域については、ご相談に応じます。

(利用者の負担の額)

第9条 このサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。

2 第8条に規定した通常のサービスの実施地域を越えて行う交通費については、当施設の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

区分（片道の距離）	交通費
3. 5km未満	300円
3. 5km以上4. 5km未満	350円
4. 5km以上5. 5km未満	400円
5. 5km以上6. 5km未満	450円
6. 5km以上7. 5km未満	500円
以下1km増すごとに50円を加算	
消費税は別途	

- 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

（身体的拘束等）

第 10 条 当施設は、利用者の身体的拘束等の適正化を図るための体制を整備する。

- （1） 担当者を設置し、指針を整備、身体的拘束等の適正化のための対策委員会を月 1 回開催する。
- （2） 施設職員に対し、利用者の身体的拘束等の適正化のための研修を年 2 回実施する。
- （3） 身体的拘束等の報告及び改善のための方策を施設全体で情報共有し、再発防止に取り組む。

2 当施設は、原則として利用者に対し身体的拘束等を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体的拘束等を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

（虐待防止に関する事項）

第 11 条 当施設は、利用者の人権の擁護と虐待等の防止のため体制を整備する。

- （1） 担当者を設置し指針を整備、虐待等の防止のための対策委員会を月 1 回開催する。
- （2） 施設職員に対し、利用者の人権擁護と虐待等の防止のための研修を年 2 回実施する。
- （3） 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。

その他虐待防止のために必要な措置を講じる。

2 当施設は、サービス提供中に施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを保険者に通報するものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応ならびに緊急時の対応）

第 12 条 当施設は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するため、事故発生防止の指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。

- （1） 介護・医療事故を防止するための研修を受けた担当者を設置し、リスクマネジメント委員会を月 1 回開催する。
- （2） 施設職員に対し、事故発生又は再発防止に関する研修を年 2 回実施する。

- 2 サービス提供等により事故が発生した場合、及び利用者に病状の急変等が生じた場合は、当施設は利用者に対し必要な措置を講じ、速やかに主治医等医療機関への連絡を行い、指示を求める。
- 3 当施設は、前項のほか、利用者の家族又は利用者が指定する者、ならびに保険者の指定する行政機関に対して速やかに報告する。

(衛生管理)

第 13 条 感染症が発生し又はまん延しないよう、感染症の予防に必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 担当者を設置し、指針を整備、感染対策委員会を3月に1回開催する。
- (2) 施設職員に対し、感染対策教育研修を年2回実施する。
- (3) 施設職員に対し、感染予防及びまん延防止の訓練を年2回実施する。

(職員の服務規律)

第 14 条 施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) 互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 15 条 施設職員の資質向上のため、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 16 条 施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団光仁会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 17 条 施設職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 18 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者及びその家族等の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提要の継続的な実施、及び非常時の体制での早期業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 事業継続計画教育研修を年2回実施する。
- (2) 事業継続計画訓練を年2回実施する。

(3) 定期的な事業継続計画の見直しを行う。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 当施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、男女雇用均等法ならびに労働施策総合推進法を指針とし、職場におけるハラスメント対策に講じるものとする。

- 2 運営規程の概要等の重要事項、施設職員の勤務体制、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示し、ウェブサイト（法人ホームページ上または情報公表システム上）に掲示・公表する。
- 3 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に関する政省令及び通知、並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人社団光仁会べにまんさくの里の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成25年12月1日より施行する。

この運営規程は、平成27年6月15日一部改訂し同日より施行する。

この運営規程は、平成28年7月1日一部改訂し同日より施行する。

この運営規程は、令和元年10月1日一部改訂し同日より施行する。

この運営規程は、令和3年4月1日一部改訂し同日より施行する。

この運営規程は、令和5年4月1日一部改訂し同日より施行する。

この運営規程は、令和6年4月1日一部改訂し同日より施行する。